休日の変更及び使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

_{1 改正実施日} 令和5年4月1日(土)

2 休日の変更

施設名	改正前	改正後
千厩体育館	第2・第4月曜日	毎週月曜日
千厩武道館	第2・第4月曜日	毎週月曜日

3 使用料等の見直し

(1) 千厩体育館

貸室名等	単位	改正前	改正後
アリーナ専用 (一般)	1 時間	800円	<u>1,000 円</u>
アリーナ専用 (高校生以下)	1 時間	400円	<u>500 円</u>
アリーナ個人 (一般)	1人1回	100円	<u>200 円</u>
アリーナ個人 (高校生以下)	1人1回	50 円	<u>100 円</u>
放送設備	1 📵	_	200円(新設)
アリーナ暖房(ブライトヒーター)	1 時間	_	400円(新設)
アリーナ暖房(ジェットヒーター)	1 時間	_	400円(新設)

(2) 千厩武道館

貸室名等	単位	改正前	改正後
武道場 (競技場) (専用・一般)	1 時間	200円	<u>400 円</u>
武道場(競技場)(専用・高校生以下)	1 時間	100円	<u>200 円</u>
武道場(競技場)(個人・一般)	1人1回	100円	100円
武道場 (競技場) (個人・高校生以下)	1人1回	50 円	50 円
武道場 (柔道場) (専用·一般)	1 時間	200円	400 円
武道場 (柔道場) (専用・高校生以下)	1 時間	100円	200 円
武道場 (柔道場) (個人・一般)	1人1回	100円	100円
武道場 (柔道場) (個人・高校生以下)	1人1回	50円	50円

(3) 共通(持込電気器具)

貸室名等	単位	改正前	改正後
持込電気器具(1kWh まで)	1 🛽	50 円	<u>廃止</u>
持込電気器具 (500W を超える場合)	コンセント1か所につき1時間 (1,500Wまで)	_	50 円(新設)

4 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

□ 【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→「公共施設の使用料が変わります(令和5年4月1日実施)」

5 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

- 関川よりフトリ推進部へ小一フ振興味



令和4年12月1日

利用期間・利用時間の変更及び使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 令和5年4月1日(土)

2 無料施設の有料化

貸室名等	区分	単位	改正前	改正後
<u>千厩多目的グラウンド運動広場</u>	一般	1 時間	無料	200円(新設)
ゲートボール場	高校生以下	1 時間	無料	100円(新設)

3 利用時間の変更

施設名	改正前	改正後
千厩多目的グラウンドテニスコート	午前5時から日没まで	午前6時から日没まで
千厩多目的グラウンド運動広場	午前5時から日没まで	午前6時から日没まで
千厩多目的グラウンドサッカー場	午前5時から日没まで	午前6時から日没まで

4 使用料等の見直し

(1) 千厩多目的グラウンド運動広場

貸室名等	単位	改正前	改正後
放送設備	1 📵		200円(新設)

(2) 千厩多目的グラウンドテニスコート・サッカー場・ソフトボール場 使用料の変更はありません。

(3) 共通 (持込電気器具)

貸室名等	単位	改正前	改正後
持込電気器具(1kWh まで)	1 🛽	50 円	<u>廃止</u>
持込電気器具 (500W を超える場合)	コンセント1か所につき1時間 (1,500Wまで)	_	50円(新設)

4 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

□ 市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります(令和5年4月1日実施)」



- 5 問い合わせ
 - 一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0 1 9 1 - 2 6 - 0 8 6 0 FAX 0 1 9 1 - 2 1 - 5 7 7 0 MAIL sport@city.ichinoseki.iwate.jp

利用時間の変更及び使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 令和5年4月1日(土)

2 利用時間の変更

施設名	改正前	改正後
清田テニスコート	午前5時から午後10時まで	午前6時から午後10時まで

3 使用料等の見直し (清田テニスコート)

貸室名等	単位	改正前	改正後
コート (一般)	1面1時間	200円	200円
コート(高校生以下)	1面1時間	100円	100円
夜間照明設備	1面1時間	200円	200円
放送設備	1 回	_	200円(新設)
持込電気器具(1kWh まで)	1 回	50円	廃止
持込電気器具 (500W を超える場合)	コンセント1か所につき1時間 (1,500Wまで)	_	50円(新設)

4 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

□ 市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります(令和5年4月1日実施)」



5 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0 1 9 1 - 2 6 - 0 8 6 0 FAX 0 1 9 1 - 2 1 - 5 7 7 0 MAIL sport@city.ichinoseki.iwate.jp

使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 令和5年4月1日(土)

2 使用料等の見直し(千厩アイスアリーナ)

貸室名等	単位	改正前	改正後
スケート場として利用しない場合 (専用一般)	1 時間	800円	800円
スケート場として利用しない場合 (専用高校生以下)	1 時間	_	400円(新設)
スケート場として利用しない場合 (個人一般)	1人1時間	50 円	200円
スケート場として利用しない場合 (個人高校生以下)	1人1時間	_	100円(新設)
スケート場 (一般)	1人1回	600円	600円
スケート場(高校生)	1人1回	500円	500円
スケート場 (中学生以下)	1人1回	300円	300円
スケート場(付添入場料)	1人1回	100円	100円
貸靴	1人1回	300円	300円
ロッカー	1人1回	100円	100円
持込電気器具(1kWh まで)	1 🛽	50 円	<u>廃止</u>
持込電気器具 (500W を超える場合)	コンセント1か所につき 1時間 (1,500W まで)	_	50円(新設)

3 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

□ 市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります(令和5年4月1日実施)」



4 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0 1 9 1 - 2 6 - 0 8 6 0 FAX 0 1 9 1 - 2 1 - 5 7 7 0 MAIL sport@city.ichinoseki.iwate.jp